

静岡県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月19日

静岡県監査委員 青木 清 高
静岡県監査委員 城 塚 浩
静岡県監査委員 和 田 篤 夫
静岡県監査委員 曳 田 卓

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川東高等学校	令和元年6月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	自家用車の不適切な公務使用による加害事故の発生
3 内 容	平成30年8月、男性教諭は部活動の引率に当たり、自家用車への生徒の同乗は認められていないにもかかわらず生徒を同乗させた。また、その際、宿泊先の駐車場で乗車しようと車両の傍らにいた女子生徒の右足に後輪を乗りあげ、怪我を負わせた。
【措置の内容】	
1	当該加害事故の発生後、校長から当該職員に対して、嚴重注意及び事故防止について指導するとともに生徒の自家用車同乗禁止の徹底を図りました。
2	平成30年8月28日、職員会議において、校長から今回の事故の概要を伝え、交通事故再発防止に関する注意喚起及び緊急等の場合を除いて生徒を自家用車に同乗させないことの再確認を行いました。
3	平成30年9月以降の職員会議においても、県教委のコンプライアンス通信「信頼にこたえる」や「教職員交通安全ニュース」等を活用し、教育公務員としての自覚を促し、安全運転に関する意識の高揚を図るなど、継続的な指導を行いました。
4	人事評価面談などの機会を捉えて、個別に交通安全意識について確認しました。
5	平成31年4月26日、職員会議において、新年度にあたり改めて県の通知に基づき、生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むことのコンプライアンスの徹底を図りました。
6	令和元年5月29日、職員会議において、平成29年度及び平成30年度に本校で交通加害事故が発生していることに触れ、交通事故再発防止に関する注意喚起及び県教委の事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識のための研修プログラム）の活用徹底の継続を指示しました。

- 7 令和元年6月27日、朝の打合せにおいて、校長から監査結果の通知内容を報告し、指摘事項等が県民に公表されることを受け、改めて生徒の自家用車同乗禁止及び交通事故再発防止の注意喚起を行いました。
- 8 令和元年7月19日、静岡県くらし交通安全課職員を講師に招いて、「交通における危機管理について」の職員研修を実施しました。車を運転する上での、運転開始前、運転時、事故後の措置における注意点について、警察官の立場から過去の事故例や検挙例をあげて、具体的に説明していただき、危機管理に対する意識付けを深め、改めて交通事故防止に向けた職員の決意を促しました。
- 9 「eラーニング」について、毎月の配信があった都度、朝の打合せ等で管理職から受講を促し、安全運転への意識を持続、向上できるよう取り組んでいます。受講率は「eラーニング」開始以来、毎月100%を維持しています。
- 10 平成30年8月から行ってきた、職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す、無事故メーターを今年度も継続し、交通加害事故防止の決意と、日々の交通安全に対する意識の向上及び継続化を図っています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津聴覚特別支援学校	令和元年6月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故（人身事故）が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 本人への指導</p> <p>2件の事故ともに、事故の報告を受けた直後、副校長による詳細な聞き取りをし、迅速な状況把握を行いました。2件とも職員の不注意から発生したことが判明し、校長が該当職員に対し対面による指導を行いました。「人が飛び出してくるかもしれない」など常に危険を予測しながら運転をすることや「運転に集中する」ことの再確認を行いました。</p> <p>2 職員全体への注意喚起</p> <p>職員全体に対しては、その都度「交通事故は起こしてはならないが、起こさないことに絶対はない」等、注意喚起を行いました。その他、再発防止策として以下のことも行っています。</p> <p>(1) 職員組織の交通安全委員会による交通事故0の日の「のぼり旗掲揚」活動</p> <p>(2) 職員の朝の打ち合わせでの「ヒヤリハットの経験談」を職員が持ち回りで発表</p> <p>(3) 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講促進</p> <p>(4) 無事故の日をカウントする「無事故メーター」の正面玄関への設置</p> <p>(5) 疲労からくる注意力低下にも意識をし、業務の分散や周囲の協力、早めの退勤の呼びかけ</p> <p>(1)では、職員・児童・生徒のみならず、保護者や地域の住民に対してのぼり旗を見てもらうことにより交通安全を呼びかけています。</p> <p>(2)では、交通事故は身近に起こりうることであり、注意をすることで防げることが多々あることを各人に「他人事」ではなく「自分事」として捉えられるよう働きかけています。</p> <p>(3)では、配信される都度、校長から校内ネットワークや朝の打ち合わせを使った呼びかけを行い、全員が早期に受講するように努めています。</p> <p>(4)では、職員のみならず児童・生徒・保護者に向けても「先生方も日頃から気を付けていても事故を起こしてしまうことがある。みんなも気を付けていこう。」とメッセージを送り、全校挙げての交通安全に対する意識向上に努めています。</p> <p>(5)では、管理職が率先して全体に呼びかけたり、個々に話をしたりして、校内の業務改善や定時退庁を促しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部特別支援学校	令和元年6月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故（人身事故）が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>いずれの事故も職員の不注意によるものであり、事故を起こした職員に対しては、当該交通加害事故発生後、校長が直接事情を聴き厳重に注意するとともに、全職員に朝の全体打合せで交通安全の徹底と交通事故防止の注意喚起を行いました。</p> <p>交通事故防止のためには、職員の交通安全に対する意識を高めることが重要であることから、次のとおり防止対策に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員朝礼や職員会議で交通安全の話題を積極的に取り上げ、校長から全職員に交通事故防止のための注意喚起を繰り返し行っています。 ・平成29年度から実施されている教職員向けの事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の100%受講を目標にして、毎月受講の呼び掛けを行い、安全運転の意識を高めています。 ・平成30年9月からは、職員玄関に交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故メーターを設置するとともに交通事故防止のために交通安全目標の掲示を行い、日々の交通安全意識の継続化を図っています。 ・令和元年度は、6月に校内研修において、交通事犯事例をもとにして問題点や防止策等についてグループでの話し合いを行い、日頃の自己の運転を振り返る機会としました。また、7月には保険会社から講師を招いて全職員を対象に自動車事故削減講習会を実施し、身近に起きた事故事例の話を聞くことにより、日頃の交通安全への意識の重要性を再認識しました。さらに、8月9日からスタートしたチャレンジラリー150に全職員エントリーし、無事故目標に向けて取り組んでいます。 <p>今後もこれらの取り組みを継続的に実施することにより、職員の交通安全意識を高め、交通事故の防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士警察署	令和元年6月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中における交通加害事故（人身事故等）が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（発生所属における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故発生時には、幹部会議において署長から各課長に対して交通事故防止の徹底を指示するとともに、朝礼等において各課長から課員に対して具体的な注意事項を周知しました。 さらに、各課・交番等の代表者で構成する交通安全会において、事故の形態及び原因を確認したほか、各課・交番等において、交通事故防止について検討会を実施し、交通事故防止及び安全意識の高揚を図りました。 ・ 各課、交番の朝礼等において、静岡県警察交通安全会連合会及び富士警察署交通安全会が定めた重点目標の唱和を行う等、交通安全に向け、無事故無違反、防衛運転意識の高揚を図っています。 ・ 車両後退時に同乗者がいる場合は、道路安全上支障があるなど特別な場合を除き、原則、同乗者が降車し誘導を行うことを全署員に再徹底し、後退時の事故防止を図りました。 ・ 公用車の一斉点検を実施し、良好な車両の運行と安全運転意識の高揚を図るとともに、運行前点検や清掃により愛車精神の高揚に努めています。 <p>（警察本部における措置）</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を高揚させるため、公用車の運行前点検のほか自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	令和元年6月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事等事故多発に対する不十分な事故防止措置</p> <p>3 内 容 平成29年度から30年度にかけて、第三者事故等が多発したことに対して、再発防止を図るための所内及び受注者への周知・徹底の措置が不足したことに加え、事故発生リスクの想定が十分でなかったことから、前回監査以降も第三者事故等が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで、事務所での事故防止対策として、主に安全パトロール（工事着手時、中間時）、安全講習会、現場勉強会、事故情報資料の提供による受注者に対する指導を実施しています。</p> <p>さらに、交通基盤部全体の取組として、「工事事務所事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から</p> <p>①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策P D C A」を適時に実施</p> <p>②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</p> <p>などの取組を実施した結果、平成30年度と比較し工事事務所事故は減少しましたが、工事事務所の撲滅には至りませんでした。</p> <p>そのため、平成30年度から始めた事故対策リストとマップを使った取組については、担当監督員だけでなく、主任・総括監督員など複数体制での確認を徹底し、リストの想定リスク漏れの補足、マップの適切な掲示・更新を確認するとともに、現場代理人がリストとマップを活用し、日々の危険予知活動や新規入場者教育により、作業員の主体的な安全行動を周知・教育するよう、発注者として指導するなど、より高い実効性が得られるよう安全対策P D C Aに取り組めます。</p> <p>また、事務所独自のさらなる再発防止策として、令和元年6月28日に沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員による検討会を開催し、7月1日以降、以下の取組を事務所と業界団体が一体となって実施しています。</p> <p>①原則、全ての工事において、事業課が月1回の安全パトロールを実施</p> <p>②契約時に事故防止に係るチラシを受注者に配布</p> <p>今後は、従前の取組に加え、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	